

とちぎ駅前オープンステージ蔵の市実行委員会会則

(目的)

第1条 この会は、主に栃木市/栃木駅前広場を活動の拠点とし、地域住民はもちろん学生ボランティア等と連携を保ちながら、さらなる地域・社会貢献活動を推進することを目的とする。

第2条 この会はとちぎ駅前オープンステージ蔵の市実行委員会、(以下「当会」という。)と称し、事務所を栃木市倭町10-4(栃木ハワイ協会栃木支部 Mフラスタジオ内)に置く

(事業)

第3条 当会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う

- (1) 栃木市のまちづくりを市民レベルで考え、活動する
- (2) 栃木市内の各組織/団体等との連携を強化し、栃木市民の生きがいの創出と醸成を目指す
- (3) 地域・住民・小中高生へのボランティア指導・育成
- (4) 地域振興はもとより障がい者福祉、高齢福祉、介護福祉等の支援/協力
- (5) SDGs(持続可能な開発目標)の推進
- (6) 前の2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 当会の会員は、第1条の目的に賛同する(原則として)栃木市内に居住、若しくは勤務する者、又は栃木市内の団体に所属する者とする

(役員)

第5条 当会に、次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2.役員は、総会において会員のうちから選任する

3.役員任期は、2年とする。ただし、後任役員が選任されるまでは、なお任期が継続するものとする

4.役員は、再任を妨げないものとする

(役員任期)

第6条 会長は、当会を代表し、会務を総理する。

2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が、その職務を代理する

3.理事は、当会の運営にあたる

- 4.事務局長は、事務局をとりまとめ、当会の事務を執行する
- 5.監事は、当会の会計及び業務執行の状況を監査する

(顧問及び相談役)

第7条 当会に、顧問及び相談役を置くことができる

(会議)

第8条 当会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する

- 2.会議の議長は、会長をもって充てる
- 3.会議の議事は、出席者の過半数をもって決する

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要を認めるときは、臨時総会を開催することができる

- 2.総会は、次の各号に掲げる事項を議決する
 - (1) 会則の改正に関すること。
 - (2) 会費に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。

- 2.監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3.役員会は、総会付議事項の審査及び総会から委任された事項の処理にあたる

(事務局長)

第11条 事務局長は、必要に応じて事務を行う。

(会計)

第12条 当会の事業は、補助金、寄附金その他の収入により運営する

- 2.当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会費)

第13条 会員は無料とする

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、当会の運営について必要な事項は役員会の承諾を得て、会長が定める。

この会則は、令和3年6月1日から施行する。